

第 4 8 0 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

R 4 . 3 . 7 追 加 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名															
議 案 (20件)	予 算 案 (19件)	5 8	令和 3 年度 島根県 一般会計 補正予算 (第14号)															
		5 9 ↳ 7 0	令和 3 年度 島根県 公債管理特別会計 補正予算 (第 2 号) 外 1 1 特別会計 補正予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 9 公債管理</td> <td style="width: 33%;">6 0 証紙</td> <td style="width: 33%;">6 1 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>6 2 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> <td>6 3 国民健康保険</td> </tr> <tr> <td>6 4 母子父子寡婦福祉資金</td> <td>6 5 農林漁業改善資金</td> <td>6 6 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>6 7 中小企業制度融資等</td> <td>6 8 中海水中貯木場</td> <td>6 9 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>7 0 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	5 9 公債管理	6 0 証紙	6 1 総務事務集中処理	6 2 あさひ社会復帰促進センター診療所		6 3 国民健康保険	6 4 母子父子寡婦福祉資金	6 5 農林漁業改善資金	6 6 中小企業近代化資金	6 7 中小企業制度融資等	6 8 中海水中貯木場	6 9 臨港地域整備	7 0 県営住宅		
		5 9 公債管理	6 0 証紙	6 1 総務事務集中処理														
6 2 あさひ社会復帰促進センター診療所		6 3 国民健康保険																
6 4 母子父子寡婦福祉資金	6 5 農林漁業改善資金	6 6 中小企業近代化資金																
6 7 中小企業制度融資等	6 8 中海水中貯木場	6 9 臨港地域整備																
7 0 県営住宅																		
7 1 ↳ 7 6	令和 3 年度 島根県 病院事業会計 補正予算 (第 2 号) 外 5 事業会計 補正予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">7 1 病院</td> <td style="width: 16.6%;">7 2 電気</td> <td style="width: 16.6%;">7 3 工業用水道</td> <td style="width: 16.6%;">7 4 水道</td> <td style="width: 16.6%;">7 5 宅地造成</td> </tr> <tr> <td>7 6 流域下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	7 1 病院	7 2 電気	7 3 工業用水道	7 4 水道	7 5 宅地造成	7 6 流域下水道											
7 1 病院	7 2 電気	7 3 工業用水道	7 4 水道	7 5 宅地造成														
7 6 流域下水道																		

区 分		議案No	議 案 名																															
条例案 (1件)	77	島根県県税条例の一部を改正する条例 令和4年度地方税法の改正に伴う所要の改正 (1)法人の事業税 ①外形標準課税対象法人（資本金等が1億円超の法人）のうち、2以下の都道府県に事業所等を設けて事業を行う法人の事業税の所得割の税率の改正																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得のうち年400万円以下の金額</td> <td>100分の0.4</td> <td rowspan="3">100分の1</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>所得のうち年800万円を超える金額</td> <td>100分の1</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	改正前	改正後	所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	100分の1	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	所得のうち年800万円を超える金額	100分の1																					
区 分	改正前	改正後																																
所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	100分の1																																
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7																																	
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1																																	
		②ガス供給業を行う法人の事業税の課税方式及び税率の改正																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>業の区分</th> <th>課税方式</th> <th>税率</th> <th>業の区分</th> <th>課税方式</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導管事業</td> <td rowspan="4">収入割</td> <td rowspan="4">100分の1</td> <td>導管ガス供給業</td> <td>収入割</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガス製造事業者</td> <td rowspan="3">特定ガス供給業</td> <td>収入割</td> <td>100分の0.48</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100分の0.77</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100分の0.32</td> </tr> <tr> <td>旧一般ガスみなしガス小売事業者</td> <td>旧一般ガスみなしガス小売事業者</td> <td colspan="3">他の一般の法人と同じ</td> </tr> </tbody> </table>		改正前			改正後			業の区分	課税方式	税率	業の区分	課税方式	税率	導管事業	収入割	100分の1	導管ガス供給業	収入割	100分の1	ガス製造事業者	特定ガス供給業	収入割	100分の0.48	付加価値割	100分の0.77	資本割	100分の0.32	旧一般ガスみなしガス小売事業者	旧一般ガスみなしガス小売事業者	他の一般の法人と同じ		
改正前			改正後																															
業の区分	課税方式	税率	業の区分	課税方式	税率																													
導管事業	収入割	100分の1	導管ガス供給業	収入割	100分の1																													
ガス製造事業者			特定ガス供給業	収入割	100分の0.48																													
				付加価値割	100分の0.77																													
				資本割	100分の0.32																													
旧一般ガスみなしガス小売事業者	旧一般ガスみなしガス小売事業者	他の一般の法人と同じ																																
		(2)不動産取得税 ①住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件に該当すると認められるときは、当該不動産の取得者から申告がなかった場合であっても、特例措置を適用することができること。 ②不動産の取得者が所定の期間内に当該不動産に係る登記の申請をしたときは、不動産取得税に係る申告等を不要とすること。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでないこと。																																
		(3)その他規定の整理																																
		施行日：令和4年4月1日 ((2)②は令和5年4月1日) ((3)の一部は令和5年1月1日)																																